

静岡県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年12月3日

静岡県監査委員 森 裕  
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
静岡県監査委員 渡 瀬 典 幸  
静岡県監査委員 大 石 哲 司

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
経営管理部	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について</p> <p>3 内 容 各総合庁舎をはじめ、他の出先機関においてもAEDの設置が進んでいますが、県有の施設においては、職員を含む県民の命を守る十分な体制を確保しておく必要があり、施設の性質や規模に応じたAEDの設置、適正な管理が求められるところです。</p> <p>現状では、AEDの設置、管理は各出先機関に委ねられていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」の結果、AEDの設置の可否を含め、AED本体の耐用期間の超過や厚生労働省が求める「点検担当者の配置」、「日常点検の実施」などが実施されていない所属が複数確認されており、AEDを一元的に管理、指導を行う部署を明確にし、統一的な対応を図っていく必要があると考えられます。</p> <p>つきましては、経営管理部が中心となって、一元的な管理・指導を行う体制を構築し、各機関に対して、AEDの適正な管理について具体的に指導を行うとともに、今後のAEDの設置、更新に当たっては、全庁的な設置基準を明確にしてAEDの設置が必要な所属に配置を行ってください。</p> <p>また、AEDの導入に当たっては、効率のかつ効果的な方法により導入できるよう検討してください。</p> <p>加えて、各機関においては、設置されたAEDを適切に維持管理し、いつでも使用できるようにしておくとともに、AEDを使用できる人材を増やすことが求められます。</p> <p>いざという場合に備え、職員が率先してAEDの使用方法を習得できるよう努めてください。</p>	

**【措置の内容】**

経営管理部では、AEDの適切かつ効率的な設置及び適正な管理を進めていくため、知事部局の各機関に対して、AEDの保有台数、保有形態、設置場所、日常点検実施状況、使用期限等について調査を行っており、その調査結果に基づき、各機関でのAEDの設置状況・設置場所・管理状況等を把握した上で、健康福祉部、出納局と連携して、今後のAEDの管理体制及び導入方法について検討を行ってまいります。

なお、厚生労働省通知に基づきAEDの適切な管理を行うよう、地域医療課より各機関に通知され、併せて一般財団法人日本救急医療財団から示された「AEDの適正配置に関するガイドライン」が参考として各機関に周知されました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
交通基盤部政策管理局総務課、経理課	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 交通基盤部における不適切な事務処理多発に対する再発防止について</p> <p>3 内 容 令和2年度の土木事務所の定期監査において、不適切な事案の多発が確認されています。島田土木事務所は7件、袋井土木事務所は4件、沼津土木事務所、浜松土木事務所は3件と多発しており、前回監査において指摘された事項が改善に結びついていない事案も3件発生しており、所属におけるチェック体制や再発防止策が十分でない状況であります。</p> <p>また、多発の要因として、ここ数年の事業量の拡大、異常気象等による水防業務の増加や災害対応に関わる業務量の増加などによる職員の負担の増加が要因の一つと考えられます。</p> <p>つきましては、交通基盤部として、土木事務所における不適切な事務処理が多発した原因を分析するとともに、人員の増加など執行体制を含めた実効的な再発防止策を検討し、早急に対応してください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>当部ではこれまでも、定期監査において不適切事案の発生が確認された際は、発生所属において原因を分析・検討し、再発防止策を講じるとともに、その事案について部内へ周知してきましたが、各所属におけるチェック体制や再発防止策に十分に活かされていない状況でした。</p> <p>そのため、「令和2年度に指摘された事案の再発防止策」を本庁でも再検討し集約しました。</p> <p>不適切事案の再発原因は、</p> <p>(1)再発防止策を各業務の担当者まで浸透させることが十分にできていなかったこと</p> <p>(2)各業務の担当者が、各事案を自分ごととして捉え、事務執行ができていなかったこと</p> <p>にあると分析したうえで、令和3年2月に部内全ての出先機関の幹部職員を臨時に招集し、上記「再発防止策」を各業務の担当者まで浸透させるよう周知を図りました。土木事務所ではこれを受け、所属のコンプライアンス意見交換会等を通じて各業務の担当者へ周知しています。令和3年度においても土木事務所への通知や部内総務課長・総務班長等会議により上記「再発防止策」をあらためて周知しました。今後もこの取組を継続し、浸透を図っていきます。</p> <p>また、ここ数年の事業量の拡大、異常気象等による水防業務や災害対応などによる職員の負担の増加に対応するため、各所属から人員増等の要求がある場合には、部内で協議の上、必要数を人事課との定数協議や採用計画に反映しております。土木事務所においては、事業量の見込みや時間外勤務の実績等に鑑み、定数増に取り組んだ結果、班長以下の土木技術職員数は令和元年度の302人から、令</p>	

和2年度は309人、令和3年度は311人と着実に増加しております。

今後は、上記取組を通じて、所属におけるチェック体制や「再発防止策」を徹底し、不適切な事案が発生することがないように努めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
出納局用度課	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理について</p> <p>3 内 容 静岡県財産規則においては、物品を借受ける際には物品借受調書の作成を要するとされていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」において、他団体から借受けたAEDについて、物品借受調書を作成していない不適切な事案が複数確認されています。</p> <p>原因は、購入価格が10万円未満の消耗品であることや、他団体がリース契約したものを借受けたとして物品借受手続きが不要であると誤認していたものであり、適正な事務処理について改めて周知が必要と考えます。</p> <p>つきましては、各機関に対して、静岡県財産規則に沿った適正な事務処理について周知を図るとともに、物品事務指導検査等を活用して注意喚起を行うなど、不適切な事務処理の再発防止に努めてください。</p> <p>また、AEDは、比較的長期間にわたって反復使用に耐える物であり、また、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物品であり、適正な管理が必要であることから、取得価格が10万円未満であっても、パーソナルコンピュータ等と同様に備品として定義し、物品台帳に登載して適切に管理することが望ましいと考えられますので、必要な制度改正について検討してください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>物品借受手続について、物品借受調書の作成対象や作成方法を改めて各機関へ通知し、適正な事務処理を行うよう周知を図りました。また、令和3年度の物品事務指導検査において、物品借受手続を特別調査項目とし、全件検査を行うとともに、出納員研修等の研修会において、今回の事例解説を行うなど注意喚起を図り、不適切な事務処理の再発防止に努めていきます。</p> <p>自動体外式除細動器（AED）について、比較的長期間にわたり反復使用に耐える物品であることに加え、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある特性に鑑み、静岡県財産規則施行通達を改正し、価額にかかわらず、今後取得するすべてのAEDを「備品」とすることとしました。また、既已取得した10万円未満のAEDについても、備品に分類換えを行い、物品台帳に登載して適正に管理することとしました。</p> <p>今後も適正な物品事務の指導に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局教育総務課	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について</p> <p>3 内 容 教育委員会の出先機関において、県立学校を中心にAEDの設置が進んでいますが、県有の施設においては、職員、生徒を含む県民の命を守る十分な体制を確保しておく必要があり、施設の性質や規模に応じたAEDの設置、適正な管理が求められるところです。</p> <p>現状では、AEDの設置、管理は各出先機関に委ねられていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」の結果、AED本体の耐用期間の超過、消耗品の使用期限切れや厚生労働省が求める「日常点検の実施」、「点検記録の作成」などが実施されていない所属が複数確認されており、AEDを一元的に管理、指導を行う部署を明確にし、統一的な対応を図っていく必要があると考えられます。</p> <p>また、県立学校におけるAEDの調達においては、PTA又は後援会の団体会計から借り受けているものが多くを占めていますが、AEDは、生徒や教職員のみならず、地域住民にも活用が見込まれるところであることから、本来、県が計画的に設置を進めるべきであると考えます。</p> <p>つきましては、貴課が中心となって、一元的な管理・指導を行う体制を構築し、各機関に対して、AEDの適正な管理について具体的に指導を行うとともに、今後のAEDの設置、更新に当たっては、財源、調達方法をはじめ、効果的かつ効果的な方法により、教育委員会として計画的な導入について検討してください。</p> <p>加えて、各機関においては、設置されたAEDを適切に維持管理し、いつでも使用できるようにしておくとともに、AEDを使用できる人材を増やすことが求められます。</p> <p>いざという場合に備え、職員が率先してAEDの使用方法を習得できるよう取り組むとともに、県立学校において多くの生徒がAEDの使用方法を習得できるよう努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「出先機関等におけるAEDの管理等に関する監査」において、AED本体の耐用期間の超過、消耗品の使用期限切れ、物品借受調書の未作成など、適切な管理が行われていないことが確認された所</p>	

属については、速やかにAED本体及び消耗品の更新や借受調書の作成を行いました。

また、令和3年6月、当課より教育長通知を发出し、すべての出先機関等（県立学校を含む）に対し改めて監査結果の内容を周知し、適切な管理の徹底を促しました。

今後、令和3年9月を目途に、国のAEDに関するガイドライン等を基に具体的な管理・点検方法等をまとめた実務マニュアルを各出先機関等に対して周知するとともに、関係各課と連携して、内部監察制度や学校訪問などを活用した点検体制を確保するなど、一元的な管理・指導体制を構築します。

県立学校におけるAEDの設置・更新にあたっては、学校所管課と連携し、リース等の調達方法を各学校に紹介するとともに、各学校最低1台は県費で整備するなどの方法を検討してまいります。

また、出先機関等において、常に安全かつ迅速にAEDを使用できる環境を確保するため、保健担当職員や養護教諭等、AEDを操作できる職員を各学校複数名確保するよう各種講習会等への参加を呼び掛けていきます。

特に県立学校においては、生徒等の事故発生に備え、文部科学省の「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を周知し、教職員等が連携して迅速・適切な対応ができる体制の構築を促してまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
消防学校	令和3年3月26日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 訓練装置の破断事故の発生 3 内 容 令和元年11月、静岡県消防学校における消防職員専科教育警防科の実科訓練中、濃煙熱気実火災訓練装置のコンテナ天井部が破断し、修繕に約1千万円を要した。事前の安全確保が不十分であったため事故を予見できず、重大な人的被害が生じた可能性もあり、訓練の安全管理に問題があった。	
<b>【措置の内容】</b> 今回の指摘に対する措置として、事故発生後速やかに事故の概要や原因、再発防止策等を取りまとめた調査報告書の作成に着手し、令和2年3月に完成させました。 調査報告書に引き続き、令和3年3月に濃煙熱気実火災訓練実施要領及び濃煙熱気実火災訓練装置取扱説明書等を整備し、今後はこれらのマニュアルに基づき訓練を実施します。 また、学校教官を対象とした訓練の実施、チェックシートによる訓練実施前の訓練装置の点検、訓練日報による訓練結果の定期的な振り返り等を行うことで、職員の安全確保に対する意識の向上を図り、二度とこのような事故を起こさないよう安全管理の徹底に努めて参ります。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田財務事務所	令和3年3月26日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事の不適切な設計 3 内 容 令和2年度に実施した網戸設置工事において、構造上の安全性を確認しないまま設計を行い、これに基づき施工した。	
<b>【措置の内容】</b> 今回の不適切な事案は、当所が採用しようとした工法に対して技術援助を依頼したものの、構造上の詳細な安全性を確認することは依頼に含めず、安全性の検討を十分に行わず設計、施工したことが原因です。 監査結果を受け、改めて計算による安全性を検証し、現状の取付方法で通常考えられる外力（風圧力）により、ビス本体が破損しないこと及びビスが網戸の枠から抜け落ちないことを確認しました。 今後は、見積業者や受注業者から安全性を担保する方策の説明を求めます。また、技術援助や工事監理チェックリストを活用するなど、十分な安全性を確認した後に施工します。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津財務事務所	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 事務放置による不動産取得税の著しい課税遅延</p> <p>3 内 容 令和2年6月に納税者からの問い合わせにより、平成26年に取得された家屋1件について、現地調査を実施し取得者に評価額を連絡したものの課税を行わず放置していたことが発覚し、平成25年から26年にかけて取得された別の家屋1件についても同様に放置していた。</p> <p>当事案2件の課税については、令和2年度と著しく遅延した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>不動産取得税の評価業務は、市町から評価通知を受けた家屋等を、現地調査のうえで家屋評価額を算定し、課税しますが、評価額を市町へ翌年2月までに通知する必要から年度単位で課税し、評価家屋整理簿に記載していました。評価額の説明や持分割合の確定に時間を要する等により年度内に課税できない事案では、翌年度以降の評価家屋整理簿に記載されないため、その場合に進捗管理が十分にされていない状態でした。</p> <p>このような事案は、年2回作成する税収見込算定資料（県評価家屋リスト）で進捗状況を確認できますが、今回指摘の事案は、評価整理簿の管理及び税収見込算定資料（県評価家屋リスト）の作成を職員1人で担当し、ダブルチェックによる確実な進捗確認がされていませんでした。</p> <p>平成27年度以降の評価家屋整理簿は、データベースにより担当課で共有管理し、課長を含む担当職員が確認できるように整備されています。</p> <p>今回の指摘を受けて、前年度以前に評価完了したのも複数の職員（課長及び班長）により全ての案件が課税されるまで進捗管理することとし、さらに毎月の所長・次長による業務進行管理ヒアリングでは、「税務事務進行確認表」に加えて、前年度に未課税となった事案を記載した「未処理案件一覧」を併せて提出して、所内で進捗管理の共有を図るよう改めました。</p> <p>また、経営管理部税務課が、税務事務進行管理マニュアルを改正し、不動産取得税（建築分）の事務進行管理上での通常の処理期間を明記したので、この処理期間を大きく超える事案は、複数の職員が随時進捗状況を確認して、適正に管理していきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
ふじのくに地球環境史ミュージアム	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件名 業務委託における収支報告書の未徴収</p> <p>3 内容 ふじのくに地球環境史ミュージアム内ミュージアムショップ営業に関する業務委託契約において、事業年度終了後2か月以内に受託者から提出させる収支報告書を平成29年度以降徴収していなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>原因は委託料の支払を伴わない契約であったため、担当者が収支報告書の提出の確認を失念していたこと、及び収支報告書がミュージアムショップの運営状況を把握する上で、重要な材料となり得るものであることを担当者、上司ともに認識が不足していたことにより発生したものです。</p> <p>注意を受け、令和3年3月26日に収支報告書を提出するようミュージアムショップの運営者に指示し、平成29年度から令和2年度までの収支報告書を受領しました。</p> <p>今後、収支報告書の未徴収を発生させないために、次年度契約の検討時に収支報告書を必ず確認するようにします。また、業務終了後は未提出の書類がないか企画総務課長が確認します。担当者が代わっても注意のあった内容は確実に引継ぎを行い、同じことを繰り返さないようにします。</p>	
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件名 徴収委託に係る不適切な事務処理</p> <p>3 内容 地方自治法施行令に規定する徴収事務の委託を行っている図書等売払代金の収入について、平成29年度以降、財務規則の規定による出納者への報告を求めていなかった。</p> <p>また、当該委託契約書において、業務の報告手続だけでなく売払代金の管理方法、図録等の管理方法、個人情報の保護等、規定すべき事項を記載せず業務委託を行っていた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>担当者及び上司は、当該契約が地方自治法施行令に規定する徴収事務委託であるという認識を欠いていたため、出納者への報告を求めていませんでした。また、従前から同じ内容で契約をしてきたため、契約内容を十分に確認していませんでした。</p> <p>今回の注意を受け、令和3年度から出納者への報告書や規定すべき事項を委託契約書に追加しまし</p>	

た。

今後、担当者及び上司は、従前からの契約書についても内容を確認し直し、不適切な会計事務が発生しないようにします。担当者が代わっても注意のあった内容は確実に引継ぎを行い、同じことを繰り返さないようにします。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田土木事務所	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 令和2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が4件、工事関係者事故が2件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 事案発生の原因</p> <p>交通基盤部では平成30年度に「事故対策P D C A」の実施などを内容とした「工事事務所事故防止行動計画」を策定し、同計画の下、当事務所においても工事事務所事故防止に努めてきました。</p> <p>しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、上半期に開催した安全講習会が資料配布による講習会となったほか、例年6回実施していた建設工事等安全パトロールも3回に減少するなど、工事事務所事故防止への周知や現場での指導の機会が減少しました。</p> <p>このような状況において、現場における安全管理に対する意識の徹底が不十分となり、誤った作業方法等を起因とする工事事務所事故が発生しました。</p> <p>2 改善措置</p> <p>(1) それぞれの工事事務所発生後、速やかに、当事務所の課長以上の職員及び検査監を委員とする「建設工事等安全管理推進委員会」を開催し、事故の原因把握と再発防止策の検討を行いました。</p> <p>(2) 受注者に対し、事故原因に対する作業方法等について対策を講じさせるとともに、再発防止に向けた安全管理の徹底のため、安全教育を強化するよう指導注意等を行いました。</p> <p>(3) 建設工事等安全パトロールに加え、月1回程度、工事担当課による抜き打ちのパトロールを行うよう、現場での指導を強化しました。</p> <p>(4) 重機転倒事故の発生を受け、令和2年9月に、当事務所工事担当課へ事故再発防止の資料（クレーン仕様を備えた車両系建設機械の適正な使用）を配布し、工事事務所事故への注意喚起を行いました。</p> <p>(5) 令和2年11月と12月に開催した安全講習会は、建設工事安全対策の伝達を確実なものとするため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、対面開催としました。</p> <p>(6) 第三者事故の発生を受け、令和2年12月に、第三者事故の案件を抜粋した「工事事務所事故防止行動計画ニュースレター」を受注者へ配布し、工事事務所事故への注意喚起を行いました。</p> <p>(7) さらに事故が多発している地区の建設業者へ「架空線が近接する現場の施工留意点」を配布し注意喚起を行いました。</p>	

### 3 今後の事故防止対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら建設業協会との意見交換会を開催し、協会関係者の工事事務防止意識の一層の向上を図ります。
- (2) 受注者への注意喚起を図るとともに、事故リスクの想定などを受注者へ適切に指導できる職員を育成するため、受注者・発注者合同で、建設工事の安全対策に主眼を置いたOJTや、業務改善VEを行い、工事事務の発生防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡土木事務所	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 河川占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 平成26年度から令和元年度までの河川占用料5件について誤りがあり、過徴収170,700円及び還付加算金5,700円が発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、河川占用の新規許可又は更新許可の際に、占用物件である普通支線の占用料を本数で算定すべきところ、延長で算定し、占用システムに入力したため発生しました。</p> <p>令和元年度中に、過去5年間に遡って算定金額の検証を行い、誤徴収の有無を調査しました。その結果に基づき、誤徴収の対象となった占用者に説明の上、令和元年度に還付を行いました。</p> <p>本件の発生を受け、本庁河川砂防管理課では、占用システム入力時に、占用数量の単位が占用物件と適合するかの注意喚起が表示されるように改修を行いました。</p> <p>土木事務所では、令和2年度から、許可申請の審査時に、図面での占用物件の種類、数量の確認、チェックリストによる複数職員でのチェックを行って誤りが発生しないよう努めています。</p> <p>また、令和3年度当初に担当職員に対して、管理事務マニュアルや部内研修資料等を用いた事務所内の研修を行い、職員の資質と能力の向上を図るとともに、誤徴収の発生事例について同様の誤りを犯さないよう注意を促し、最初の許可時に誤った算定を行わないよう努めています。</p> <p>今後は、上記の取組を通じて、適正な事務処理に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 河川占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 平成27年度から29年度までの河川占用料24件について誤りがあり、過徴収333,900円、還付加算金1,000円が発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>各事例の原因は、①占用料減免率の適用誤り（かんがい用水に係る土地占用料を免除せず徴収）、②占用料単価の適用誤り（電柱の普通支線と水平支線の土地占用料算定単位の適用誤り）、③変更申請時における計算誤り（算定月の重複）等でした。</p> <p>占用者には、令和2年1月に謝罪した上で、還付金及び還付加算金を支払いました。</p> <p>本件の発生を受け、本庁（河川砂防管理課）では、①占用料関係を含む事務処理マニュアルの整備（令和3年3月完了）、②占用許可台帳システム入力時の単価に係る注意喚起のメッセージの表示（令和3年3月完了）、③土木事務所におけるより厳格な事務執行調査（継続）を実施しました。また、土木事務所（維持管理課）では、①チェックシートによるダブルチェックのより厳格な実施（担当者、管理班長によるシステム及び計算シートによる算出）、②年度当初における新任者への指導（今回の徴収誤りの事例、河川砂防管理Q&amp;A集等を利用）を実施し、再発防止に努めています。</p>	
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が4件、工事関係者事故が2件（うち、作業員1名の死亡事故1件）発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>これまで事故防止対策として、以下の取組を行ってきましたが、第三者事故や工事関係者事故を防止できませんでした。</p> <p>(1) 事故発生後速やかに建設工事安全管理推進委員会（以下「委員会」という。）を開催し原因分析と再発防止措置の検討を行い、事務所職員や受注者へ情報提供しました。</p> <p>(2) 事務所独自の取組として安全管理に係る「宣言書」を初回打合せ時に作成し、受発注者双方で工事（業務）完了まで現場事務所に掲示しました。</p>	

- (3) 担当監督員のみで行っていた事故対策リスト、ハザードマップの確認は、主任及び総括監督員等を含めた複数体制に変更しました。
- (4) 現場代理人に対し、これら事故対策リストとハザードマップを活用し、日々のKY活動や毎月の安全に関する研修や訓練、新規入場者教育、資材搬入業者教育等を行うよう指導し、中間検査時に実施状況の確認や指導をしました。
- (5) 島田建設業協会や労働基準監督署と合同安全パトロールや事務所単独の安全パトロールを実施しました。

そのため、今回の工事事務事故後の追加の取組として、次の項目を実施しました。

- (1) 令和2年1月橋梁上部工の工事関係者死亡事故後に、足場の架設や型枠組立、クレーン作業を実施中の工事20件の緊急安全パトロールを実施しました。
- (2) 技術職員を対象とした安全講習会を緊急開催し、事故概要と再発防止策について周知しました。

今後は上記の対策に加え、これまで事故が発生した場合のみ開催していた委員会を定期的に開催し事故情報の共有の徹底を図ります。適切な仮設計画の実施と日々の安全点検の徹底を加えた島田土木事務所工事事務重点対策を策定し、受発注者一体となり事故防止に取り組みます。工事事務事故防止ニュースレターの随時配布や安全講習会を半年に1回以上開催します。事故対策PDCAを柱とした工事事務事故防止行動計画を事務所全体としてさらに強化・徹底して取り組み、第三者事故・工事関係者事故の発生防止に努めます。

#### 【監査の結果】

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意  |
| 2 | 件名      | 建設工事における不適切な契約変更事務（同様事案の再発）   |
| 3 | 内容      | 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和元年度から2年度に実施した河川災害復旧工事において、債務負担行為（ゼロ債）の議決を根拠とした工事であるため契約変更手続を令和元年度中に行わなければならないところ、2年度の5月に行い、時期が適切でなかった。 |

#### 【措置の内容】

当該工事の変更内容が構造、工法、断面の変更ではなかったため、軽微な設計変更該当すると判断するなど、「設計変更事務処理要領（契約変更の手続）」を正確に理解しておらず、今回のような事案が発生してしまいました。

このような事案が二度と発生しないよう、令和2年12月から指示内容、工期延長の有無、変更理由、変更契約時期等を記載したチェックリストを指示書に添付し、監督員だけでなく事務所全体で確認しています。

加えて、島田土木事務所職員必携に設計変更事務処理要領及びチェックシートを記載し、全職員が失念することのないよう周知徹底を図っています。

今後は、上記の取組を通じて、同様事案の再発防止に努めます。

**【監査の結果】**

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 業務委託における不適切な発注計画
- 3 内容 令和元年度に実施した橋梁補修設計業務委託において、事前調査が不足し、本来必要のない業務を発注したため、業務量の3分の1が削減されたことに加え、契約額約8百万円が3割程度減額されるなど、大幅に業務内容が変更された。

**【措置の内容】**

当該業務委託は、平成29年度に実施した橋梁定期点検の結果、補修が必要となった3橋の補修設計を行う業務ですが、発注後に、その内の1橋について、土地区画整理事業において、撤去・掛替されることが判明したため、減額変更をしたものです。

今回の事案は、道路管理者以外が橋梁の架替計画を持っていることを把握できていなかったことが発生原因であるため、再発防止策として、発注担当者が、担当する橋梁が他事業者による架替計画の対象となっているかを確認するためのチェックリストを作成し、令和2年12月から、予算要求時等に活用しています。

今後は、上記の取組を通じて、同様の事案の再発防止に努めます。

**【監査の結果】**

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 補償工事に必要となる協議の未実施及び補償工事承諾書の未受領（同様事案の再発）
- 3 内容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和元年度から2年度に実施した補償工事において、事前に必要な協議を実施していないことに加え、地権者から補償工事承諾書を受領せずに工事を施行し、用地事務取扱要領で規定する手続を遵守していなかった。

**【措置の内容】**

補償工事に必要となる協議の未実施については、静岡県土木事業用地事務取扱要領（以下「要領」という。）で定められた、補償工事前に行うべき公共用地課長協議について、要領の規定を読み違えていたことにより、実施しなかったものです。また、補償工事承諾書の未受領については、工事の着手前に承諾書を受領せず口頭承諾の記録を残した上で、工事を実施していたものです。

再発防止策として、島田土木事務所職員必携に要領の関連規定を掲載し、令和3年度の留意事項として全職員に周知を図りました。また、令和3年度当初の用地課と工事課との定例打合せにおいても、補償工事の予定についての情報を共有し、要領に基づく手続の遵守を周知しました。今後も、用地課と工事課の打合せを定期的に行い、情報共有を図ります。

なお、補償工事承諾書については、従来の様式が着工前に受領することとなっており、被補償者にとっては着工前に完成形の想定が難しく承諾を得られにくいなど実態に合わない点があったため、公共用地課において令和3年3月末に様式の改正を行いました。上記の対策を講ずるとともに、今後は新様式も活用して適正な執行に努めます。

#### 【監査の結果】

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意  |
| 2 | 件名      | 例月指導検査における注意事項等の多発  |
| 3 | 内容      | 令和元年度における例月指導検査において、注意事項等が30件と多発しており、同様の誤りが複数月にわたり繰り返し発生している。また、例月指導検査で指摘された事項が改善に結びついておらず、令和2年度においても類似した誤りによる注意事項等が複数発生している。 |

#### 【措置の内容】

例月指導検査の注意事項等の多くは、①処理すべき事務の把握不足、②会計事務の知識不足、③基本的なチェック不足によるものです。

このため、令和3年2月に会計課による出前講座を受講して、基本的な知識の習得及び再確認を行いました。

今後は、①年度当初事務一覧の作成及びチェック、②研修参加による会計事務の知識習得、③起案時及び決裁中のチェックに加え、会計書類の編纂時にも最終チェックを行い、再発防止に努めます。

また、例月指導検査のこれまでの注意事項及び今後指摘があった場合について、関係者（総務課、事業担当課）で正しい事務処理方法を共有し、再発防止策を徹底していきます。

#### 【監査の結果】

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査結果の区分 | 意見  |
| 2 | 件名      | 不適切な事務処理の再発防止について   |
| 3 | 内容      | 令和2年度の定期監査において、財務関係2件、工事技術関係4件と不適切な事案が多発しており、所属におけるチェック体制等が十分とられていないと考えられます。<br>中でも、工事技術関係の2件は、前回監査において指摘した事項と同様の事案であり、また、財務関係の1件は、例月指導検査において類似する注意事項が複数月に繰り返し発生している事案であることから、監査や例月指導検査で指摘された事項が改善に結びついておらず、再発防止に向けた取組が十分でないと考えます。<br>つきましては、このような事案が多発した原因を把握するとともに、実効的な再発防止策を所属全体として検討し、早急に対策を講じて不適切な事務処理の再 |

発防止を徹底して下さい。

**【措置の内容】**

定期監査及び例月指導検査における指摘事項の多発については、関係者の情報共有及び再発防止策の徹底が不十分であったことによるものです。

このため、工事技術関係については、所内で行われる土木職員技術説明会等において、再発防止に向けた研修を年4回行い、同様事案が発生しないよう努めています。

財務関係については、例月指導検査のこれまでの注意事項及び今後指摘があった場合について、関係者（総務課、事業担当課）で情報共有し、再発防止策（研修参加による知識の習得、チェック体制の強化）を徹底しています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
三島南高等学校	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 業務委託等に係る不適切な会計事務処理</p> <p>3 内 容 三島南高等学校の職員は、委託料等の支払いや電気使用料の調定漏れを起こし、それを隠蔽するため、支払いの根拠となる支出負担行為何の減額や自費での支払いなど複数の不適切な会計事務を行っていた。また、上司も不適切な事務処理に気が付かないなど業務管理が不十分であった。</p> <p>不適切な会計処理は次のとおりである。</p> <p>1 清掃業務委託において、令和2年3月作業分の委託料の支出負担行為何を無断で減額し、未払いとなった。また、清掃業務委託で発生する汚泥の処分費の会計書類を作成せず、不適切な事務処理を隠すため、自費で支払いを行った。</p> <p>2 自動販売機及び空調機の電気料の調定に当たり、使用量をねつ造し、実態とは異なる電気使用量に基づき調定を行った。</p> <p>3 令和元年10月分の自動販売機の電気使用料について、自動販売機設置者あての納入通知書を紛失し、通知書を発見した2年4月に自費で支払いを行った。</p> <p>4 空調修繕工事等の支払を行わず、それを隠すため支出負担行為何を減額し、関係書類を紛失した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 学校としての課題認識</p> <p>(1) 清掃業務委託については、定例業務の失念防止策として、進捗管理用「会計チェック表」を作成していましたが、当該業務についての記載が漏れていました。</p> <p>(2) 電気使用量については、担当職員の目視に任せきりで、確認が不十分でした。写真での確認や複数名での巡回確認などを行っていませんでした。</p> <p>(3) 担当職員の「相手方へは確認して納入手続が完了済」との口頭報告に頼り、「領収書写し」や「納期後収納一覧表」等による確認を行っていませんでした。</p> <p>(4) 支出負担行為何など会計書類をチェックするだけで、組織として決裁後の執行未済がないか確認していませんでした。</p> <p>2 学校における再発防止策</p> <p>以下の取組などにより、適正な会計事務処理を行います。</p> <p>(1) 会計チェック表に漏れなく記載するとともに、担当者以外も進捗状況を確認できるよう、毎年、毎月の定例業務を業務予定用ホワイトボードに実施予定日を記載するなど相互にフォローで</p>	

きる体制としました。

- (2) 電気使用量については、写真での確認や複数名での巡回確認など事務職全員が確認できる体制としました。
- (3) 会計書類の目視確認に加え、「収納未済一覧表」等に見落としがないよう、複数の職員で確認することとしました。
- (4) 令和2年6月から2か月ごとに「財務会計システムによる執行未済確認」を打ち出し、複数の職員で未執行の有無を確認することとしました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡農業高等学校	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同様事案の再発）</p> <p>3 内 容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和2年度に任用した会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本件は、会計年度任用職員の年次有給休暇についての担当職員による制度の理解不足と事務室内でのチェックが不足したことが原因です。</p> <p>監査における指導を受け、会計年度任用職員の令和2年度の年次有給休暇について再度確認を行い、該当する会計年度任用職員に対し経緯を説明するとともに正しい付与日、付与日数に改めました。</p> <p>前回に引き続き年次有給休暇の付与日数等に誤りを発生させてしまったことを重く受け止め、以下の再発防止策を徹底することとします。</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>(1) チームによる制度理解とチェック体制の構築</p> <p>担当者のみならず、事務室職員全員の制度理解を深めるとともに、付与の際は複数名による確認を実施することでチェック機能を強化します。</p> <p>(2) 制度に関する知識の積極的な習得</p> <p>事務職員研修会に参加するなど、制度に関する継続的な知識の習得に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
磐田西高等学校	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 部活動費の不適切な管理</p> <p>3 内 容 磐田西高等学校の教諭は、顧問を務める部活動の父母会から県外遠征費として預かった部活動費約340万円のうち、約30万円を遠征期間中に紛失した。</p> <p>また、遠征終了後に、残金を自己預金口座及び現金で管理し、必要もなく引き出すなど不適切な管理を行い、自宅に置いていた遠征費用の残金約120万円が盗難にあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本件は、父母会が管理する部活動の遠征費用の金銭の管理が徹底されていなかったこと、学校が管理方法を事前に把握していなかったことが原因です。</p> <p>事態が発覚した時点で、父母会に経緯の説明と謝罪をしました。</p> <p>また、今回監査による指摘を受け、令和3年4月15日に父母会に部活動費用の金銭の管理方法の徹底の依頼をし、4月27日の職員会議の際に本校教職員に対して、綱紀の厳正保持の徹底を改めて指示しました。</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>父母会がある部活動については、再発防止の取組として、金銭の管理を徹底すること、遠征費用等やむを得ず顧問に現金を預ける場合には学校に連絡すること、定期的に収支報告書を閲覧させていただくことを文書で依頼しました。</p> <p>父母会がない部活動については、部費の集金を行う場合は通帳により管理し、年度末には収支報告書を学校に提出してもらうこととしました。</p> <p>また、不祥事根絶の取組として、一時的な集金がある場合は、必ず保護者あての通知を校長名で配布すること、会計処理についての校内研修を年3回実施することとしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松西高等学校	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 その他金券類の不適切な管理</p> <p>3 内 容 平成27年度にiTunesカード（1,500円券×10枚）を取得、同年度中にそのうち4,800円を使用した。が、「その他金券類受払簿」における当該払高について記載をせず、その後も利用残高と帳簿残高の照合が行われず、4年以上にわたって金券類の適正な管理が行われていなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 学校としての課題認識</p> <p>本件は、平成27年度末において、担当職員及び担当教員のみで課金及び購入手続を行い、事務室内でこれらの情報が共有されなかったことから、当該払出手続を失念したことが原因です。</p> <p>また、その後の利用実績がなく、実際の残高の確認を行わなかったため、受入時の残高を毎年度繰越処理し続けていたことにより発生した事案です。</p> <p>令和2年11月27日、教員用iPad（8台）に英和電子辞書（単価600円）が搭載されていたことが確認されたため、同日付で「その他の金券類受払簿」に払高計4,800円を計上し、当該金券類を管理するとともに、授業での活用を促進しています。</p> <p>2 学校における再発防止策</p> <p>複数の職員による定期的な現物確認を行うとともに、その他の業務同様、朝の打合せ等における的確な情報共有を実施し、金券類管理の適正化を図りました。</p> <p>また、年度末においては、主担当と副担当とが相互確認を目的とした事務処理を行い、事務長が総括的に精査することにより、再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
A S C 日 本 平 グ ル ー プ	令 和 3 年 3 月 26 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 指定管理業務の不適切な事務執行</p> <p>3 内 容 令和2年2月11日は、日本平山頂シンボル施設の開館日と条例に規定されているが、誤って休館していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例」において、毎月の第2火曜日を休館日と定めていますが、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日である場合には、「その日から最も近い日曜日、土曜日又は同法に規定する休日でない日」とする規定について失念し、休館扱いとしていたことにより発生しました。</p> <p>判明後、速やかに日本平夢テラスのホームページにおいて、当日の来館者や旅行会社に対する謝罪文を掲載し、併せてホームページ及びパンフレットに記載の休館日の修正及び指定管理期間中の休館日の確認を行いました。</p> <p>今後は、県の担当者と年度計画提出時に予め年間休館日を共有し、相互に確認することで、同様の誤りが発生しないよう再発防止に取り組みます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
プラサヴェルデ運営共同事業体	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 現金の照合等の未実施</p> <p>3 内 容 ふじのくに千本松フォーラム（プラサヴェルデ）現金取扱等に関する規程に、手元に保管する現金については毎日、現金出納簿を照合しなければならないと規定されているが、現金出納簿が未整備であり、現金の照合を行っていなかった。また、駐車場のサービス券については、受払表等による管理を行っていなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>現金の取扱いについて、入金分は毎日、「現金預け入れ報告書」と照合し、出金分は運営形態上、預金口座への預け入れのみであるため、両者は同額となります。このため、出金管理は別に記録し、運用上、規定された現金出納簿を使用せず入金と出金の管理を行っていたことから、規程に沿った管理となっていませんでした。</p> <p>また、駐車場のサービス券についても購入時、受渡（販売）時ともに請求書扱いのみで行っていたことから、請求明細を用いて在庫管理をしておりました。</p> <p>現地での指摘を受けた後、直ちに改善方法について事業体内部で協議し、翌月の令和2年12月1日より、従来、入金額を記録していた「現金預け入れ報告書（現金出納簿）」に、出金額についての記録も記載するよう変更し、「現金預け入れ報告書」で入出金を管理することで、金庫内残高を確認できるようにしました。併せて、規程も同日付けで改定しました。</p> <p>また、同日、駐車場のサービス券の受払いについても作成し、購入枚数、受渡枚数、残枚数を記入できる一覧表を作成し、これに基づいた確認を行っています。</p> <p>現金管理や駐車場のサービス券の管理について、問題なく運用できていることから、今後、変更した内容を遵守し、運営に取り組みます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
スポーツ・文化観光部観光局観光政策課	令和3年3月26日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 指定管理業務に係る不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 日本平山頂シンボル施設指定管理業務において、日本平山頂シンボル施設管理業務仕様書のうち休館日の記載に誤りがあった。</p> <p>また、日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例の規定に反して国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を休館日とする年間運営計画書を受理し、承認していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、運営計画書の確認が不十分であった上に、仕様書等の記載に不正確な部分があったことで発生しました。</p> <p>判明後は、直ちに日本平夢テラスのホームページにおいて、当日の来館者や旅行会社に対する謝罪文を掲載し、併せてホームページ及びパンフレットに記載の休館日の修正及び指定管理期間中の休館日の確認を行いました。</p> <p>また、再発防止に向けては指定管理者と協議の上、管理業務仕様書の変更を行うとともに、年間運営計画書を確認するチェックリストを作成しました。</p> <p>今後、当該計画書の受理に当たっては、チェックリストを活用して職員間で記載事項を確認するとともに、管理業務仕様書等に記載されている「休館日の取扱い」を丁寧に記載することで再発防止に努めます。</p>	